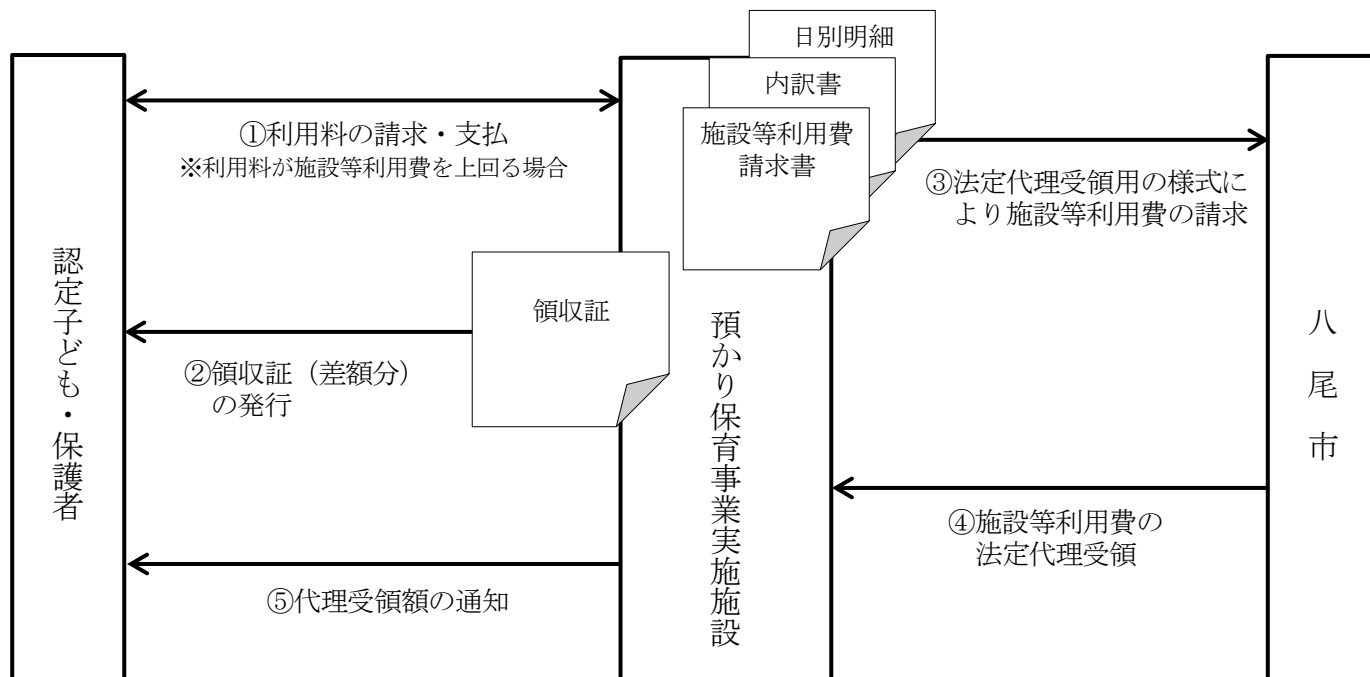


【預かり保育事業】施設等利用費請求事務フロー



◎八尾市在住の施設等利用給付第2号（新2号）または第3号（新3号）認定子どもが預かり保育事業を利用した場合は、これに要する費用を施設が認定保護者に代わって八尾市に請求してください。

※無償化方法は市町村ごとに異なるため注意してください。

◎無償化の上限額

- ・新2号認定子ども 利用日数×日額単価 490 円（月額 12,300 円）
- ・新3号認定子ども 利用日数×日額単価 490 円（月額 17,700 円）

①保護者への請求額は利用料から日額単価 490 円を除いた部分となります。

※上記利用料のうち、預かり保育にかかる日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は無償化対象外

【預かり保育利用日の保護者への請求金額 例】

- ・預かり保育利用料 500 円/日、おやつ代 100 円/日、布団リース代 50 円/日 の場合
⇒ (500 円－490 円) + 100 円 + 50 円 = 160 円

②領収証は保護者から徴収する金額がある場合のみ発行が必要となります。

③認定子どもごとに利用実績と月額上限管理を行う必要があるため、施設等利用費請求書には、「施設等利用費請求金額内訳書」及び「施設等利用費請求金額内訳書（日別内訳）」を添付してください。

【施設から八尾市への請求金額 例】

- ・預かり保育利用料 500 円/日、おやつ代 100 円/日、布団リース代 50 円/日、利用日 15 日 の場合
⇒ 500 円×15 日 = 7,500 円（実利用料） > 490 円×15 日 = 7,350 円（無償化上限額）
無償化上限額の方が小さいため 7,350 円を八尾市に請求

③請求書は当月分を翌月 5 日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに提出してください。

例) 10 月分 ⇒ 11 月 5 日までに八尾市こども施設課に提出

※期限までに請求書を提出できない場合はご相談ください。

⑤通知は通知書の送付や掲示等、任意の手法でよく、例えば 1 年度に 1 回の通知等、簡易な方法でも構いません。